

# 中央区の誕生

1947(昭和22)年3月15日、京橋区と日本橋区が合併して中央区となった。日本橋区と京橋区の時代は長く、70年近く続いていたが、戦後に制定された新憲法に関連して、改革がなされて合併が行われた。

東京も  
東京府→東京府・東京市→  
東京都と変わったんだよ。



## <2つの区が1つになった>



京橋区役所  
当時の築地一丁目28番地の庁舎(現在の中央区役所で、一丁目1番1号)。



日本橋区役所  
当時の蛸殻町二丁目10番地の庁舎(現一丁目31番)。

京橋区と日本橋区の合併のとき、35区あった東京都の区は22区となった。これは新憲法の制定に関連した改革の1つだ。戦争被害や人口、税収、面積などのばらつきを調整し、新しい区画が定められた。京橋区と日本橋区は両方とも文化、経済の中心であること、合わせると面積が10km<sup>2</sup>、人口約10万人と、規模的にもちょうどよいことから1つになった。

### ●区のおもな移り変わり

江戸時代は身分によって住むところが分けられていたが、明治になって新しい制度ができた。この制度はなん度も変わった。

- 50区制** 1869(明治2)年、人口約50万人の市街地を1区1万人として、50区とした。
- 大区・小区制** 1871(明治4)年11月、東京府(当時)を6大区に分け、各大区のなかに小区をつくり97小区とした。その後再編成が行われ、最終的に11大区103小区となった。
- 15区制** 1878(明治11年)11月、15区6郡に再編され、はじめて区役所が置かれた。このとき京橋区、日本橋区が生まれた。
- 35区制** 1932(昭和7)年10月、周辺の地域を20区に分け、それまでの15区と合わせて35区とした。
- 23区制** 1947(昭和22)年3月、22区成立。8月に板橋区から練馬区が分かれて現在の23区となる。  
\*区制の移り変わりは、おもなものを紹介している。

区の名前は どうする？

いい名前になれば それでいいです。

日本橋の名前を 残すべき！

新しい名前にし ましょうよ。

「東京、日本の中央」という 意味から中央区となった。



いろいろ 変わったね。

124 日本橋区にあった町名には、その前に日本橋をつけることになった。たとえば中央区日本橋横山町一丁目など。

### 新しい制度

戦後の変革で、さまざまな制度が整えられていった。教育制度も大きく変わった。また、区長は選挙で選ばれ、区の組織も整えられた。中央区が新しい第一歩をふみ出した。

### ●教育制度

国民は子どもにみんな同じく教育を受けさせる義務があると、小学校6年間、中学校3年間、計9年間の義務教育制度ができた。

男女共学で授業を受ける子どもたち。

画像は 非公開です。



### 戦後あった中央区立学校(昭和22年当時)

**小学校**  
京橋昭和、泰明、京橋、鉄砲洲、明石、築地文海、京華、佃島、月島第一、月島第二、月島第三、常盤、十思、東華、有馬、久松、城東、阪本、宇佐美

**中学校**  
明正、明石、文海、月島第一、月島第二、月島第三、有馬、久松、浜町、紅葉川

授業内容も変わったんだって!

教科は、国語、算数、理科、社会、音楽、図画工作、家庭、体育及び自由研究と決められ、現在とほぼ同じ内容だ。



画像は 非公開です。

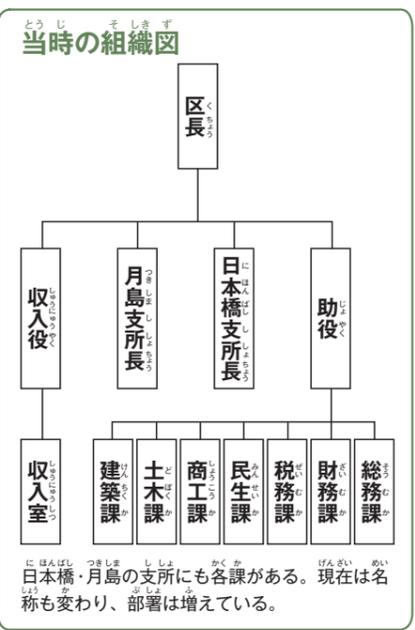
新しい教科書ができるまで戦争を意識させる内容はぬりつぶされた。

### ●区の仕事

旧京橋区役所が中央区役所となった。京橋支所(のちに廃止)、日本橋支所、のちに月島支所、各地区に出張所が置かれ、区の仕事をこなした。



日本橋・月島の支所にも各課がある。現在は名称も変わり、部署は増えている。



## 日本国憲法ができた

戦後すぐにGHQは、日本を民主主義に基づいた国にするため、大日本帝国憲法(→p.99)の作り変えを要求した。新憲法はGHQ側が作成した案をもとに、日本政府が議論してつくった。1946(昭和21)年11月3日に公布され、翌年5月3日に施行された。内容は、国民が主体で、自由で平等で人としての基本的な権利を認める。さらに、法律制度や国会のありかた、地方自治制度の確立も決められた。この新憲法を基本にして、あらゆる法律ができた。

### 大日本帝国憲法とのちがひ

	日本国憲法	大日本帝国憲法
主権	国民	天皇
人権	基本的人権を保障	法律で制限
戦争	二度としない 武器ももたない	国民に兵役の義務
内閣	行政権の最高機関	天皇の行政権を助ける
国会	立法権の最高機関 総理大臣を指名	天皇が立法権をもつ
裁判所	裁判所が司法権をもつ	天皇が司法権をもつ
天皇	象徴	国家元首

125 国の政治は国会(立法)、内閣(行政)、裁判所(司法)の機関で担う。三権分立ともいい、これも新憲法で定められた。